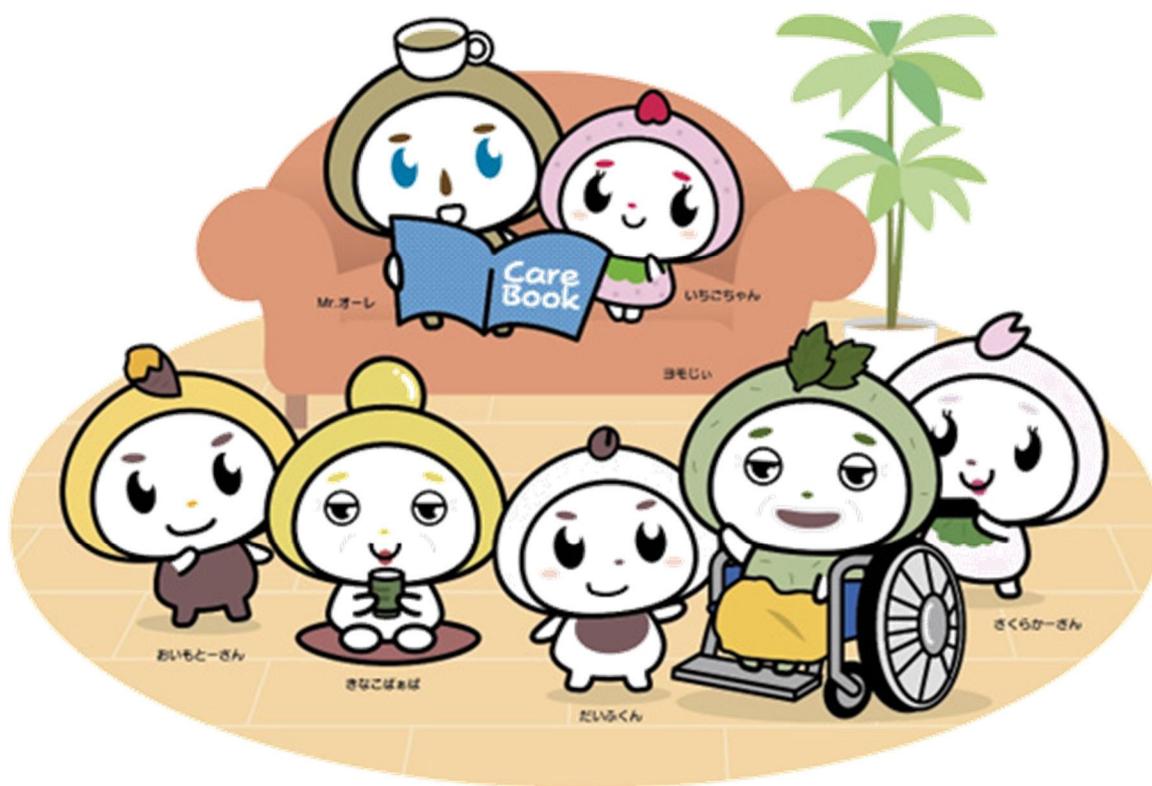


令和6年度  
事業計画書



社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

## 《スローガン》

**「みんなで支え合い、安心・安全の暮らしをつくる」**

## 《事業方針》

○地域福祉と介護予防の推進を図り、様々な生活相談に対処します

人口減少と少子高齢化、更には物価高騰・経済低迷など、住み慣れた地域での暮らし向きは、益々厳しさを感じるようになりました。とりわけ、支援が必要な高齢世帯等においては、公助だけでは支えられない様々な悩みを抱えており、本会に寄せられる相談が増えています。

働く世代でも、コロナ明けとはいえ、不安定な就労等から明日が見えない生きづらさを感じるなど、本会が担う支援は複雑かつ長期化しています。

そこで、令和6年度は「地域共生社会」の実現をめざす大きな柱として、「重層的支援体制整備事業」を町から受託いたします。これは、全世代を対象に複雑多岐にわたる相談を、包括的に受け付け、各種専門機関が協働して支援策を探り、町内の社会資源を結集して、就労を含め地域社会に参画できるように取り組んでいくものです。

また、2年目となる「権利擁護支援センター」の充実はもとより、「第6次地域福祉活動計画」に掲げた地域づくりの本格的実施、「第9期介護保険事業計画」に基づく介護予防の推進と適正な介護保険サービス事業の提供、更には近年多発する自然災害に備えた各種訓練など、玖珠町の福祉の発展・強化に取り組んでまいります。

また、これら活動には福祉関係者をはじめ、地域住民皆様の支援・協力が欠かせないことから、普段からの声掛けを重ねて、共に支え合う・助け合う仲間を増やししながら、地域住民が主役となる「地域づくり」を推進してまいります。

# **管理部**

## **1) 組織運営体制の強化**

町民の期待に応え、信頼される組織として地域の福祉活動をより一層推進することを目的として、本会の組織運営体制を強化します。また業務の効率化及びコンプライアンス推進に向けた取り組みも進めて参ります。

- ① 理事会・評議員会・監査会等の適宜開催
- ② 町や関係機関、諸団体等との連携強化
- ③ 諸規定等の整備
- ④ 透明性の向上（情報開示・財務諸表・現況報告等）
- ⑤ 主任会議の定期開催
- ⑥ リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- ⑦ ICTやAI技術を活用した情報共有と業務効率化及び働きやすい環境整備

## **2) 役職員の士気高揚と人材育成の取り組み**

今日の社会構造の大きな変化を踏まえ、本会の経営理念・経営方針・職員行動指針に基づき、効果的な研修を実施する。職務を通じた専門研修をフィードバックさせ、ともに生きる豊かな地域社会の実現に向け、柔軟に対応できる人材育成を図ります。

- ① 役員・職員研修の実施（オンライン研修・合同研修外）
- ② 研修の復命や実践の成果が発表できる職員学習会の開催
- ③ 効率的な人事と組織体制づくり
- ④ 人材確保と資格取得の奨励
- ⑤ 労務管理の徹底及び人事考課制度の整備・運用の検討
- ⑥ メンタルヘルスを含めた職員の健康指導

## **3) 地域福祉活動等の財源確保に向けた取り組み**

地域福祉の推進と増大する諸々のニーズに対応するため、これまで以上に行政と連携を図り必要な財源を確保します。また、住民各位に向けて会費の依頼、寄付金の募集、新たな財源確保にも積極的に取り組んで参ります。

- ① 町と連携・協働による補助金・委託金の確保
- ② 会員の増強による会費収入の確保（賛助会員及び法人会員の勧誘）
- ③ 寄付金（香典返し・見舞金・一般寄付）の採納
- ④ 共同募金・歳末たすけあい運動の推進
- ⑤ 新たな財源の情報収集・確保
- ⑥ 介護保険事業の収支改善・効率的な事業運営
- ⑦ 全職員における経費削減の徹底

#### 4) 老人福祉センター運営事業(指定管理者制度)

老人福祉センターが地域に開かれた身近な交流拠点になるよう、積極的な利用促進に努めます。健康づくりや教養の向上、介護予防事業などを通じ、多くの方が社会参加できる場となるよう事業を展開します。

- ① 施設利用者への安全対策（事故防止・感染予防等）
- ② 効率的な管理運営
- ③ 利用促進に向けた情報の発信
- ④ 岩室温泉“かたらいの湯”PR
- ⑤ 介護予防支援事業の実施（いきいき元気教室、男性ふれあい広場）

#### 5) ファミリーサポートセンター事業の実施(町委託)

臨時・突発的な保育のニーズに対応するため、子どもを預けたい人と預かる人をコーディネートすることにより、地域における子育て支援を行います。

- ① 定期的な広報による周知
- ② まかせて会員の新規募集と養成講座の開催
- ③ まかせて会員フォローアップ研修
- ④ ファミリーサポートセンター交流会

# **地域福祉推進部 地域福祉事業**

## **地域福祉の推進**

### **1) 小地域ネットワーク事業**

より多くの住民が地域課題を共有し、その課題を我が事としてとらえ、住民主体の福祉活動が円滑に展開できるよう支援してまいります。

また、4 地区コミュニティ運営協議会との連携を深め、情報交換の場をつくるほか、地区役員への先進地研修等を企画し、小地域ネットワークがより強固になるよう努めます。

- ① 自治委員(福祉委員)と民生委員の懇談会(4地区 10ヶ所)
- ② 各地区の地域福祉活動推進会議(コミュニティ単位 数回)
- ③ 4地区合同地域福祉活動推進会議(全町単位 1回)

### **2) 福祉教育の推進**

住民や児童・生徒に地域福祉についての学びの場を作り、理解と共感の輪を広げ、実践への気運を高めます。

- (1) 地域を基盤とする福祉教育
  - ① 地域住民や各種団体などへの学習会の開催 (5回)
- (2) 児童・生徒への福祉教育
  - ① 小・中・高等学校への福祉体験学習の実施 (2回)
  - ② 社協事業における職場体験の実施

### **3) 支え合いマップづくり**

身近な地域のつながりや支え合い活動を確認するツールとして支え合いマップを作り、孤立ゼロの地域づくりを進めます。また、災害発生前の声掛けや避難誘導等の手順を共有し、いざという場合の行動に備えます。

- ① 自治区における支え合いマップづくりの支援(新規・5、更新多数)
- ② 自治委員や民生委員、コミュニティ役員への働きかけ

### **4) ボランティア活動の推進**

幅広い世代や様々な分野のボランティア活動を促進するため、ボランティア活動の啓発や支援、連携強化等を行います。

- ① ボランティア養成講座の開催 (4回)
- ② ボランティアの登録と実践
- ③ ボランティア連絡会の再編と拡充
- ④ 夏のボランティア体験の案内

## 5) 調査研究活動の充実

地域福祉懇談会の意見や福祉アンケートなどによる住民ニーズのとりまとめ、先進的事例の研究など通じ、新たに必要な地域福祉活動について検討します。

- ① 4 地区コミュニティや自治区等における意見集約
- ② 各種会合におけるアンケート実施
- ③ 先進地事例の研究と発表

## 6) 企画広報の発展

福祉活動や地域づくりの取り組みなど広報するほか、福祉に関する情報を発信します。

- ① 地域福祉情報誌「めるへん」の発行
- ② ホームページの逐次更新
- ③ フェイスブック・ツイッターなど新たな情報ツールの活用

## 7) 共同募金活動の実施

共同募金の趣旨を広く啓発するとともに、戸別・法人・職域などへ積極的な募金活動を行い、配分金により各種地域活動を支援します。

- ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～12月31日）
- ② 歳末助け合い募金の実施
- ③ 各種地域活動への支援

## 8) 第6次地域福祉活動計画の推進

「第6次地域福祉活動計画」に掲げた目標に沿って事業を実施します。

- ① 4 地区コミュニティ運営協議会が中心に行う活動への支援・協力
- ② 4 地区合同報告会の開催（1回）
- ③ 地域づくり講演会の開催（1回）
- ④ 関係機関の連携

## 地域包括ケアシステムにおける生活支援・介護予防の推進

### 1) 生活支援コーディネーターの活動強化

多様な人々の連携・協力の活動強化のもと、高齢者においても役割を持つ住民主体の活動によって、誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの活動を強化します。

- ① 4 地区コミュニティでの活動支援
- ② 町全体のネットワーク構築
- ③ 有償サービス支援（立ち上げ・運営）
- ④ 地域食堂支援（立ち上げ・運営）
- ⑤ 地域ケア会議・包括連携会議・研修会への参加
- ⑥ 共生社会実現にむけた講演会の開催等（1回）

## 2) 介護予防事業の実施

高齢になっても住み慣れた地域で、できる限り自分らしくいきいきと暮らしていくために、以下の介護予防事業を実施します。

- ① いきいき元気教室・男性ふれあい広場（玖珠町老人福祉センター）
- ② いきいきサロン・週1体操教室推進事業（町内自治公民館等）

## 3) 重層的支援体制整備事業 参加支援

世代や分野を超えて社会とのつながりをつくるために、一人ひとりのニーズを踏まえた丁寧なマッチングにより、参加・交流の定着支援と受け入れ先の支援を行います。

- ① 地域での居場所や交流拠点の紹介
- ② 地域の企業や事業所での就労体験や交流体験の仕組みづくり

# 地域福祉推進部 総合相談事業

## 総合相談・要援護者支援対策の充実

### 1) 総合相談機能の向上

生活に関する様々な悩みを、「いつでも」「誰でも」「どのような事でも」気軽にご相談できる体制を構築します。

- ① 相談支援員の資質の向上（県社協研修等に出席）
- ② 無料法律相談会の実施（偶数月第3水曜日開催）
- ③ 無料障害年金相談会の実施（奇数月最終火曜日開催）

### 2) 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託）

- ① 生活困窮世帯の自立更生を図ることを目的に資金の貸付けを行います。広報誌「めるへん」などで制度を紹介しながら、個々の相談を応じ必要な資金の手続きを行います。また、関係機関との連携により支援策を探ります。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への生活福祉資金特例貸付にかかる債権管理等の相談・問い合わせの対応、生活支援等を行います。

### 3) 玖珠町更生資金貸付事業の実施（社協独自）

生活困窮世帯並びにひとり親世帯の自立更生を図ることを目的に資金の貸付けを行います。広報誌「めるへん」などで制度を紹介しながら、個々の相談に応じ必要な手続きを行います。また、関係機関との連携により支援策を探ります。

### 4) 生活困窮者自立支援事業の実施（県委託）

様々な生活課題を抱える住民の家計分析から、自立に向けた支援計画の作成し生活全般の包括的かつ継続的な伴走型の支援を行います。

- ① 地域連携
- ② 相談支援体制の連携強化
- ③ 関係機関や他事業との連携
- ④ 支援調整会議の実施
- ⑤ アウトリーチ支援体制
- ⑥ 就労支援体制
- ⑦ 相談員の援助技術・知識向上のための研修会参加
- ⑧ フードバンクの実施

## 5) 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)

認知症や知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方に、福祉サービス利用や金銭管理等の支援を行います。

- ① 定期的な広報による制度の周知
- ② 専門員の援助技術・知識向上のための研修会参加
- ③ 支援体制の充実
- ④ 成年後見制度への適切な移行

## 6) 玖珠町権利擁護支援事業の実施(町委託)

判断能力の不十分な方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点で必要な支援を行います。中核機関となる玖珠町権利擁護支援センターを運営しながら、成年後見制度の利用が必要な方については、専門職団体や家庭裁判所と連携をとり制度利用の支援を行います。

- ① 地域連携ネットワークの構築
- ② 玖珠町権利擁護調整委員会の運営
- ③ 権利擁護に係る相談及び支援
- ④ 関係機関との連携体制の構築相談受付体制の強化
- ⑤ 成年後見制度に係る相談及び申立て等支援
- ⑥ 権利擁護に係る普及啓発、研修
- ⑦ 法人後見実施に向けた職員研修
- ⑧ 支援員の研修

## 7) 重層的支援体制整備事業の実施(町委託)

複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築します。

- ① 重層的支援体制整備事業の中核機能である多機関協働事業の実施
- ② 伴走支援を行うためのアウトリーチ等を通じた継続支援、事業の実施
- ③ 制度の狭間にあるニーズに対応するためのつながりや参加支援の強化

※③の参加支援については、地域福祉事業部門で実施

## 8) ふれあい給食サービス事業の実施(町委託)

一人暮らし高齢者や障害のある方等に月2回家庭的な食事を届けるとともに、

訪問時の触れ合いの機会を持てるよう支援を行います。

- ① 月2回の配食
- ② 定期的な広報による周知

## 福祉団体支援と連携強化

住民に福祉団体等の活動内容がわかるように広報活動を強化し、社協事業との連携を進めます。また団体活動の充実や自立運営に向けた支援を行います。

- ① 玖珠町民生児童委員協議会(事務局)
- ② 玖珠町ボランティア連絡会(事務局)
- ③ 玖珠町身体障害者協議会(事務局)
- ④ 玖珠町老人クラブ連合会
- ⑤ はねやまネット
- ⑥ 玖珠町健康福祉事業推進委員会
- ⑦ 玖珠町母子寡婦福祉会
- ⑧ むつみ会玖珠共同作業所
- ⑨ 玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会
- ⑩ 玖珠郡知的障害者育成会たんぽぽの会
- ⑪ 玖珠郡更生保護連絡会
- ⑫ フードバンクおおいた



## 令和6年度 介護保険サービスセンター等事業計画

### 【基本方針】

#### 利用者の意思を尊重し、自立した生活ができるよう支援します

##### <方針>

当会は、町で唯一、地域福祉活動を推進する法人として、支え合い・助け合いによる地域づくりの取り組みを進めていますが、今日の人口減少と少子高齢化の影響は大きく、高齢者においては単身世帯が増え、心身の衰えがもたらす行動制限や地域との関係性の希薄化等があって、在宅生活を続けることが難しい事例が増大しています。

こうした中、当会が実施する「玖珠町介護保険サービスセンター」の介護保険事業、並びに「玖珠町社会福祉協議会ケアセンター」の居宅介護等事業によって、高齢者等の在宅生活を支えるサービスを提供し、玖珠町における地域包括ケアシステムの一端を担ってきたところです。

令和6年度においては、厳しい経営環境にあるものの、引き続き在宅サービスのニーズが多いことから、事業を見直ししながらこれを継続し、当会が推し進める地域共生社会のもとで、利用者の暮らしを支えてまいります。

##### <目的>

当会が実施する介護保険事業等3部門いずれについても、介護保険法をはじめ高齢者虐待や権利擁護等の関係法令を遵守し、適正なサービスを提供します。

また、利用者・家族の意思を尊重しながら、利用者の自立支援に資することを旨とし、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、インフォーマルな互助・共助による地域支援の活用についても積極的に情報提供してまいります。

##### <共通する取り組み>

- ・サービスを担う職員には、各種の専門研修を実施します
- ・サービスの利便性向上に向け、施設環境を整えるほか、必要な物品を確保します
- ・パンデミック(自然災害・感染症)対策として、衛生管理の徹底及び研修・訓練を実施します
- ・個人情報の保護や安全対策・事故防止等に努め、信頼される事業所をめざします
- ・当会の他部門をはじめ、関係機関との連携を深め、利用者の在宅生活を支援します
- ・事業収支を含めて提供するサービスの評価を行い、必要な見直しと改善に努めます

## 1. 居宅介護支援事業

「玖珠町介護保険サービスセンター」における居宅介護支援事業の適正な運営に当たり、法令順守を基本にして、管理運営等に関する事項を定め、在宅利用者に適正な居宅介護支援サービスを提供します。

なお、令和6年度は、収支改善が難しい等の数年来の課題解決と社協が担うべき役割の集中化を図るため、介護支援を段階的に縮小しつつ、介護予防支援を拡大させ、年度末をもって指定居宅介護支援事業所を廃止、7年度当初には介護予防支援をもって、地域包括支援センターに移行することとします。

よって、令和6年度においては、業務変更に伴い法人の財政負担が一時的に増加しますが、令和7年度以降は、これが解消されることとなります。

### 1) 運営方針

- ・可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活がおくれるよう支援を行う
- ・利用者及びその家族の選択に基づき、適切な保健医療・福祉その他、民間サービスを総合的かつ効果的に提供されるようケアプランを作成する
- ・サービスの提供にあつては、利用者の意思や人権を尊重し、公平中立のもとで業務にあたる
- ・事業運営に当たっては、保険者・町地域包括支援センター等関係機関と連携を図る
- ・令和6年度は、介護支援業務から介護予防支援業務へ段階的に移行する

### 2) 基本業務

- ・介護給付マネジメント
- ・介護予防給付マネジメント
- ・介護に係る相談援助や介護認定の代行申請、更新・変更の手続き
- ・福祉用具購入や住宅改修申請の手続き代行
- ・給付管理
- ・関係機関との連絡調整、施設等の紹介など

### 3) 業務体制

- ・1名（管理者兼主任介護支援専門員）

### 4) 事業目標

- ・業務量：利用契約者40名以上/月  
※要介護から要支援に移行しても契約数に差異はない
- ・総収入：530千円/4月

- ※但し、5月以降の収入は徐々に縮小していく
- ・加算等の確実な取得
- ・包括支援部との連携強化
- ・管内の居宅介護支援事業所との連絡調整

## 2. 訪問介護事業

「玖珠町介護保険サービスセンター」における訪問介護事業及び「玖珠町社会福祉協議会ケアセンター」における居宅介護・重度訪問介護事業の適正な運営に当たり、法令順守を基本に管理運営等に関する事項を定め、在宅利用者に対して適正な訪問介護等のサービスを提供します。

なお、令和6年度においては、職員の高齢化と人員不足、収支改善等を考慮し、職員体制を一部見直しし、業務にあたることとします。

### 1) 運営方針

- ・可能な限り居宅で、その有する能力に応じて、自立した生活がおくれるよう支援する
- ・サービス提供時は、利用者の意思や人権を尊重し、プライバシーの保護に努める
- ・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連絡調整により円滑な運営を図る
- ・常勤職員が優先してシフトに入り、非常勤職員を調整することとする
- ・できる範囲で新規ニーズに応えるとともに、介護人材を募集し確保していく

### 2) 基本業務

- ・身体介護（排泄、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、移乗介助等）
- ・生活支援（掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳、買い物、薬の受け取り等）
- ・その他関連業務

### 3) 業務体制

- ・9名（管理者兼主任1、サービス提供者2を含む）常勤3、非常勤6

### 4) 事業目標

- ・業務量：利用契約者：40人以上（障害サービス含む）
- ・総収入：1,600千円/月
- ・常勤稼働目標数：45コマ/週
- ・加算等の確実な取得

### 3. 通所介護事業

「玖珠町介護保険サービスセンター」における通所介護事業の適正な運営に当たり、法令順守を基本に管理運営等に関する事項を定め、在宅利用者に対して適正な通所介護等のサービスを提供します。

なお、令和6年度においては、収支改善等を考慮して、利用者の受け入れ強化に取り組むこととします。

#### 1) 運営方針

- ・可能な限り居宅で、その有する能力に応じて、自立した生活がおくれるよう支援を行う
- ・サービス提供時は、利用者の意思や人権を尊重し、プライバシーの保護に努める
- ・認知症状が認められる利用者には、十分な傾聴や行動変容等の察知に気配りする
- ・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連絡調整により円滑な運営を図る
- ・中期的視点に立って、介護等人材の確保に努める

#### 2) 基本業務

- ・送迎、健康管理、入浴、食事、生活相談、機能訓練、余暇活動など実施する
- ・利用者の健康管理と安全対策に万全を期す
- ・その他関連業務

#### 3) 業務体制

- ・15名（管理者兼務1）主任兼相談員1、看護師2、介護員7、調理員3、運転手1、事務員1

#### 4) 事業目標

- ・業務量：利用契約者：75人以上
- ・総収入：4,000千円/月
- ・施設稼働率：30人定員の90%以上（利用者27人以上/日）
- ・加算等の確実な取得
- ・冬場の落ち込みを他シーズンでカバーする

# 令和6年度 玖珠町地域包括支援センター事業計画

## ＜基本方針＞

人口が減少する中、高齢者世帯は増え続けており、加齢とともに心身に不調が現れ、日常生活に手助けが必要になってきた高齢者も増えてきました。とりわけ、この数年間に新型コロナウイルスの影響から外出や社会参加の機会が減った事で、気力体力の衰えや認知症症状の進行が疑われ、フレイル（虚弱）の状態から抜け出せない事例も少なくありません。

このため、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくことができるように、介護だけでなく、医療や生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実・発展が求められています。

そこで、令和6年度玖珠町地域包括支援センターは「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の初年度として、玖珠町と連携しながら高齢者ニーズを把握し、個々の心身状態に応じた適切な支援ができるよう、積極的な事業推進を図ります。

## ＜重点実施項目＞

### 生活の質を高める支援

不規則で不活発な生活は心身機能の低下を招き、要支援等軽度者の方はフレイル（虚弱）が原因と言われています。そこで、これらの早期発見に努め、介護予防・自立支援の観点から心身機能の改善を図るとともに、社会参加まで見据えた支援を行い、生きがいの向上、意欲的な日常生活の実現を目指します。

## ＜事業実施にあたり＞

地域包括支援センターの業務にあたり、国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル」に基づいた主要4事業と、認知症総合支援事業を柱に、町行政と連携を図りながら各種業務を実施します。

## 1). 総合相談支援業務

総合相談支援業務は地域包括ケアシステムの根幹にあり、様々な相談に対応し、あらゆるサービスの調整をワンストップで行うよう努めてまいります。

また、複雑多様化した支援ニーズには、行政・介護サービス事業者・医療機関・民生委員・高齢者に関わるボランティア等、地域の様々な関係者間のネットワークを活用し、これに当たります。

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
1. 総合相談業務	① 24時間365日電話相談対応	常時
	② (情報誌等にて)相談窓口の周知	広報年4回
	③ 相談支援員としての資質向上	研修開催/出席
2. 実態把握	① 地域課題やニーズの発見と行政への提言、社会資源開発や政策形成	包括ケア推進会議など通じ
	② 支援が必要な方の情報収集と訪問	常時
	③ 住民主体の活動への参加	各地区年1回
3. 家族介護者の支援充実	① 介護に関する情報や知識、技術の提供	相談に応じ
	② 家族介護者に関する周囲の理解促進	情報誌にて年1回

## 2). 権利擁護業務

判断能力が低下した高齢者は悪徳商法や特殊詐欺等の被害に遭うほか、介護放棄や暴力を受けるなどの虐待事案も発生しています。そのような中、高齢者が尊厳のある生活を維持し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点で、必要な支援を行います。

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
1. 成年後見制度の活用促進	① 積極的な制度の周知	広報年1回
	② 権利擁護センター調整委員会への出席	会議開催時
2. 高齢者虐待対応	① 通報に対し、虐待対応マニュアルに基づく迅速な対応	発生後速やかに
3. 虐待防止の啓発	① 情報誌を通じた情報の提供	広報年1回
4. 困難事例対応	① センター専門職による連携対応	事例発生時
	② 各関係機関とのネットワークの活用	事例発生時
5. 消費者被害対応	① 悪質商法等に関する意識の向上による被害の予防	広報年1回

### 3). 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の置かれた状況や変化に応じ、多職種連携と協働によって、最善の介護予防サービスが提供できるよう、マネジメントを行います。

また、地域における連携・協働の体制づくりに参画するほか、管内の介護支援専門員との関係強化を図ります。

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
① 日常的個別指導・相談	① 介護支援専門員からの相談に対する協働・助言	相談に応じ
	② 委託先の担当者会議への積極的な参加	毎回
	③ 計画目標の設定と評価への支援	相談に応じ
	④ ケアプラン研修会の開催	年3回
② 支援困難事例等への指導・助言	① 事例検討会を通じた支援と助言	年1回
	② 困難事例に担当機関と連携し早期対応	相談に応じ
③ 連携/情報共有	① 居宅介護支援事業所連絡会の開催	年2回
	② 主任介護支援専門員連絡会の開催	年1回
	③ 医療相談員との研修会の開催	年1回

### 4). 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・2等の軽度者の多くは、不活発な生活が原因で、運動機能をはじめ、気力や体力・認知機能等の低下を招いています。そこで、日常生活の活動量を増やし、社会参加の機会をつくるため、自分らしい生活の目標設定や、地域資源を積極的に活用したプランの作成を心掛けます。

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
1. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	① 本人と相談して達成可能な目標を設定し支援を実施	面談時
	② 自立支援を理解し地域での役割を果たす活動が継続できるプランを作成	プラン作成時
	③ 短期集中リハビリ教室などの活用で機能の回復を図り、地域資源へ繋ぐ	面談時
	④ 相談や訪問時に基本チェックリストを実施して、事業対象者を把握	面談時
	⑤ 自立支援に資するインフォーマルなサービスを活用する	常時
2. 介護予防の推進及び啓発	① 地域包括ケア推進会議への出席	月1回

## 5). 地域包括ケアシステムの推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、様々な社会資源を有機的に連携させ、事業間の連携を図ります。

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
1. 地域包括ケアネットワーク	①自治委員会、民生委員定例会、いきいきサロンや週一体操教室などに出席し、地域の実態把握や、顔の見える関係の構築	常時
	②地域資源の現状把握と創設	常時
	③「ほうかつセンター便り」の定期的な発行	年4回
	④生活支援体制整備事業の協議体の会合出席	常時
	⑤重層的支援体制整備事業の会議出席	常時
2. 地域ケア会議の実施	①司会進行、事例提出、検討の実施	月1回
	②困難ケースの解決を通じて、地域課題を抽出し、把握シートに記録	月1回
	③地域課題の解消に向けた政策提案等	通年
3. 災害/危機対応	①発災時の利用者への声かけ・安否確認等の実施	発災時
	②緊急時の利用者対応と、関係者への連絡	災害時
	③BCP(事業継続計画)の運用	常時
	④生活支援コーディネーターとの連携・情報共有・訪問	常時
4. 在宅医療介護連携	①「玖珠郡在宅医療介護連携会議」への出席	月1回
	②かたるねっと玖珠(ICT事業)による効果的で効率的な多職種間での情報共有	常時

## 6). その他

事業名	内容	目標値 (時期・回数等)
1. センター運営	① 評価指標を活用した運営の点検	年2回
	② 保険者や運営協議会などと連携	逐次

## 7). 認知症地域支援推進員設置事業

### <基本方針>

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会を実現するために、認知症の方やその家族の支援を行います。あわせて、様々な関係機関と連携・協働して、認知症の予防・早期発見・早期対応ができる体制を構築します。

### <令和6年度重点目標>

- 1 オレンジサポーターの育成・スキルアップ・活動の場の拡充を行い、認知症の方やその家族の方を支援します。
- 2 地域住民の認知症予防に対する意識を高め、認知症の発症遅延や重症化予防、健康寿命の延伸に努めます。

### <業務内容>

#### (1) 医療・介護・地域等の連携強化

##### (ア) 連携体制の構築

内 容	目標値
玖珠町と認知症総合支援事業推進会議を開催	毎月
玖珠町認知症高齢者安心見守りネットワーク連絡協議会への出席	年2回
キャラバン・メイト連絡会への協力	年2回
大分オレンジカンパニーの拡充	新規2カ所
住民や専門職への認知症予防に関する学習会の開催	各1回
認知症疾患医療センターとの情報交換と事例検討会への出席	年1回

##### (イ) 認知症ケアパスの普及

内 容	目標値
医療機関や公共施設などに設置	13カ所
ホームページへのアップロード	1回
制度や施策、環境の変化に伴う改訂	1回
認知症介護者ミーティング等での紹介・活用	必要時

## (2) 相談・支援体制の充実

### (ア) 地域連携・地域住民への普及啓発

内 容	目標値
認知症カフェの開催(各自治会館、メルサンホール)	月5回
本人ミーティングの開催	月1回
認知症カフェのポスター掲示・チラシ配布(医療機関や店舗等)	30カ所
玖珠町情報サイトアプリ「りんくす」に認知症のコーナーの情報更新	都度
広報紙「ほうかつセンターだより」での事業活動の周知	年4回
世界アルツハイマー月間イベント ①街頭啓発	ティッシュ 配布2カ所 車両広告1ヶ月
②図書イベントの開催	10カ所
③ライトアップ	1カ所

### (イ) 相談支援、支援体制の構築、本人・家族支援

内 容	目標値
地域ケア会議での助言	年12回
個別訪問等による地域の実情やニーズの把握	常時
チームオレンジの活動	年3回
認知症サポーター養成講座の開催(一般・学校・週一体操教室)	年10回
認知症予防講話の開催(サロン等)	年3回
認知症サポーターステップアップ講座	年1回
オレンジサポーターの養成とフォローアップ	年1回
認知症の人と家族を支援する集いの場の開催	年4回
声かけ模擬訓練の実施	4カ所

## 8). 認知症初期集中支援推進事業

### <基本方針>

認知症の症状により生活が阻害されている方を早期発見し、本人・家族等支援者への早期対応により、住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう支援を行う。

### <対象者>

玖珠町内に在住する原則として40歳以上で、在宅で生活しており、認知症または認知症が疑われる下記の該当者に対して支援を行う。

1. 医療・介護サービスを受けていない者、または中断している者で次のいずれかに該当する者
  - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
  - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
  - ウ 適切な介護サービスを受けていない者
2. 医療サービスまたは介護サービスを受けているが、認知症の行動または心理症状が顕著なため、家族等周囲の支援者が対応に苦慮している

### <令和6年度重点目標>

認知症疾患医療センター等の専門医療機関で、早期に鑑別診断・治療が行われるよう関係機関と連携し、適切な医療・介護サービスが受けられるよう支援を行う。

### <業務内容>

- 1 認知症初期集中支援の実施
  - (1) 訪問支援対象者の把握
  - (2) 情報収集及び観察・評価
  - (3) 初回訪問時の同行訪問・支援
  - (4) 専門医を含めたチーム会議の開催
  - (5) 初期集中支援の実施
  - (6) 初期集中支援の終了と引継ぎ後のモニタリング
  - (7) 関係者との支援実施中の情報共有
  - (8) 初期集中支援に関する記録の保管

## 2 普及啓発推進

- (1) 住民や各関係機関への周知・広報を「ほうかつセンターだより」等で継続して行う。
- (2) チームの啓発チラシを各種教室や講演会等での配布や、医療機関等での配置を通じ住民の理解と関心に努める。また相談の際にチームの説明を行う。

## 3 関係機関との連携

- (1) 医療機関や介護保険事業所等に対し、訪問や資料送付による周知活動を継続的に行うことで、情報共有やチームへの理解・必要時会議に出席などの協力を求める。
- (2) 玖珠町高齢者等安心見守りネットワーク連絡協議会、認知症初期集中支援チーム検討委員会、民生児童委員、自治委員、地域福祉推進部等と協力・連携し、認知症の人やその家族のニーズの把握に努める。

